

# 埼玉県行政書士会 埼玉支部規約

昭和46年12月 1日制定  
昭和50年 4月 1日改正  
昭和53年 6月18日改正  
昭和62年 5月22日改正  
昭和63年 1月22日改正  
平成 元年 2月 8日改正  
平成14年 5月 9日改正  
平成26年 4月18日改正  
平成28年 5月13日改正

(名称)

第1条 本支部は、埼玉県行政書士会 埼玉支部（以下支部）と称する。

(目的)

第2条 本支部は埼玉県行政書士会会則第96条第1項により本部との連絡を密にし、業務の改善及び発展を図り、併せて会員相互の親睦と人格の向上を図る目的とする。

(事業)

第3条 本支部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 本部よりの連絡事項の伝達
2. 本部に対しての要望事項の進達
3. 業務に対する会員相互の連絡、品位の向上
4. 業務に対する資質の向上のため講演会、講習会等の開催に関する事
5. 業務ための調査に関する事
6. 広報活動に関する事
7. 会報に関する事
8. 統計に関する事
9. その他本支部の目的を達成するために必要な事項

(事務所の所在)

第4条 本支部の事務所は支部長の事務所に置く。

(区域)

第5条 本支部の区域は行田市、羽生市とする。

(役員)

第6条 本支部の事務と運営を図るため、次の役員を置く

( )内の数は現行

- |           |      |     |
|-----------|------|-----|
| (1) 支部長   | 1名   | (1) |
| (2) 副支部長  | 3名以内 | (2) |
| (3) 幹事    | 5名以内 | (3) |
| (4) 会計    | 2名以内 | (1) |
| (5) 監査    | 2名以内 | (1) |
| (6) 本会代議員 | 基準数  |     |

(役員の仕事)

第7条 支部長は支部を代表し、支部の職務を行う、副支部長は支部長を補佐し、支部長不在のときはその職務を代理する。

会計は経理を担当し予算決算書を作成し、本支部の財産を管理する。

監査は本支部の業務の内容及び本支部の会計並びに財産を監査する。

幹事は会計以外の庶務を担当する。

(役員を選任)

第8条 各役員は総会で選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し欠員を生じ必要を認めた場合は総会で後任者を選任する。

その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本支部の会議は役員会及び総会とし、支部長が招集する。総会は、定時総会及び臨時総会とする。

定時総会は毎年会計年度終了2ヶ月以内に開催する。

臨時総会は会員の3分の1以上の請求があったとき、又は支部長が必要と認めたとき開催する。

(議長)

第11条 総会の議長は、会員中(支部会員中)より総会において選任する。

(決議)

第12条 総会は会員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。議決は出席者の過半数の賛成により決し、可否同数のときは議長が決する。

2)総会に議事録を作成する。

(会費)

第13条 会費は1ヶ月300円とし全納することが出来る。

2)月の途中において入会又は脱会するときは当日を1ヶ月と計算する。

3)但し、当分の間会費の徴収はしない。

(会計)

第14条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

2)経費は、会費、支部交付金、入会金及び寄付金をもって支弁し、定時総会において決算及び予算の承認を受けなければならない。

3)入会金は3万円とする。

(会員の慶弔)

第15条 本支部に功労のあった者、国から表彰を受けた者及び会員で結婚した者に1万円を贈る。

2)会員及び会員と生計を一にする家族が死亡したときは、支部長が支部を代表して弔意を表すものとする。その額は1万円とする。入院したときは、見舞金として1万円を支払う。但し1ヶ月以上の入院とする。

(役員手当等)

第16条 支部長、副支部長、会計、理事等役員に対し、総会の承認を得て手当を支給することが出来る。

その額は年12,000円とする。

2)代議員及び理事が県の総会に出席したときは、日当5,000円及び交通費として2,000円を

支給する。

3) 顧問及び相談役が会議に出席した場合は、交通費として1,000円を支給する。

(顧問及び相談役等)

第17条 本支部には顧問及び相談役並びに参加を置くことが出来る。

2) 顧問及び相談役は役員会並びに参加に諮り支部長が委嘱する。

3) 顧問及び相談役並びに参加は、本支部の業務・執行について助言し、かつ、各種の会議に出席して意見を述べる事が出来る。

4) 顧問及び相談役並びに参加である期間は、その委嘱した支部長の任期と同一とする。

(規則の変更)

第18条 この規則の変更は、総会の3分の1以上の決議を経て更に会長の承認を受けなければならない。

附則

1. この規則に定めなきものについては本会の会則を準用する。
2. この規則は昭和50年 4月 1日から実施する。
3. この規則は昭和53年 6月18日から実施する。
4. この規則は昭和62年 5月22日から実施する。
5. この規則は昭和63年 1月22日から実施する。
6. この規則は平成 元年 2月 8日から実施する。
7. この規則は平成 5年 5月19日から実施する。
8. この規則は平成14年 5月 9日から実施する。
9. この規則は平成26年 4月18日から実施する。
10. この規則は平成28年 5月13日から実施する。